議員提出議案第1号

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第 13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成21年3月12日

提出者 稲 田 欣 彦

賛成者 山 田 正 弘

ッ 矢 奥 憲 一

ッ 中野陽泰

" 西口広信

" 中谷尚敬

" 下村晴意

" 白本和久

" 谷村淳子

" 中浦新悟

" 八田隆弘

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例 (平成13年6月生駒市条例第19号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「50,000円」を「30,000円」に改める。

第10条第2項中「(平成9年12月生駒市条例第26号)第6条各号」を「 (平成20年9月生駒市条例第31号)第7条各号」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。